

級別職務区分表（平成18年岩手県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、平成19年4月30日から施行する。

平成19年4月27日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

改正前					改正後				
1 行政職給料表					1 行政職給料表				
区 分			6 級	7 級	区 分			6 級	7 級
知事 の 事 務 部 局	本 庁	部 局 等	[略]	[略]	知事 の 事 務 部 局	本 庁	部 局 等	[略]	[略]
			担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、漁業調整担当課長、技	担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、漁業調整担当課長、技				担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、 <u>秘書担当課長</u> 、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、漁業	担当課長（企画担当課長、管理担当課長（政策推進課、地域企画室、環境生活企画室、保健福祉企画室、商工企画室、農林水産企画室、県土整備企画室及び総務室に限る。）、 <u>秘書担当課長</u> 、調整担当課長、政策担当課長、政策評価担当課長、情報公開担当課長、交通担当課長、行政情報化担当課長、県北沿岸振興担当課長、県民生活安全担当課長、食の安全安心・消費生活担当課長、調査追及担当課長、再生・整備担当課長、指導検査担当課長、担い手対策担当課長、水田農業担当課長、振興・衛生担当課長、整備担当課長（森林整備課に限る。）、漁業

		術企画指導 担当課長、 農林道担 課長、河川 開発担当 課長、まち づくり担 当課長、建 築指導担 当課長、営 繕担当課 長、法務 私学担当 課長、入札 担当課長 及び防災 消防担当 課長に限 る。)	術企画指導 担当課長、 農林道担 課長、河川 開発担当 課長、まち づくり担 当課長、建 築指導担 当課長、営 繕担当課 長、法務 私学担当 課長、入札 担当課長 及び防災 消防担当 課長に限 る。)			調整担当課 長、技術企 画指導担 当課長、農 林道担当 課長、河川 開発担当 課長、まち づくり担 当課長、建 築指導担 当課長、営 繕担当課 長、法務私 学担当課 長、入札担 当課長及び 防災消防 担当課長 に限る。)	調整担当課 長、技術企 画指導担 当課長、農 林道担当 課長、河川 開発担当 課長、まち づくり担 当課長、建 築指導担 当課長、営 繕担当課 長、法務私 学担当課 長、入札担 当課長及び 防災消防 担当課長 に限る。)
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	[略]				[略]		
備考 [略]				備考 [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。